

曳き山^{ひやま}（東条）

初夏を彩る恒例の「十七夜祭」が八・九日、井関川沿いを中心に催されました。
踊り曳き山は、東条地区が担当。ことしは、子どもや婦人が多数参加し大奮闘。また、商店街や駅前などで、かわいい踊り子たちが日本舞踊を披露しました。



▼ かけ声合わせて右へ左へ

神輿^{みこし}（小古郷）

管弦船・神輿は、小古郷地区が担当。午後三時に恵比須神社を出発した神輿は商店街を練り歩き、管弦船の待つ漁港へ。ところが担ぎ手の中には神輿を小古郷まで持つて帰ろうという威勢のよい人もいて、なかなか前に進まないこともあった。様子を見た沿道の人々は大きな声援をおくっていました。



6月1日～7日 水道週間

水道で今日も安心 水ある暮らし

毎年六月一日から七日までの一週間は、水道についての理解と関心を深めるために、全国一斉に「水道週間」を展開しています。

蛇口をひねると勢いよく流れ出す水。その水は私たちの生活に欠かすことのできないものです。

● 本町の水道の水源は、「樫野川河川水」です

水道の水源となる河川の水質は、気候や天候の影響を受けやすいうえ、工場排水・生活排水やゴミなどが混じって、大きく変化します。

本町は、樫野川の河川水を水源としており、山口小郡地域広域水道企業団で浄化処理された安全でおいしい水が送水されています。

● 井戸水は定期的に検査を

井戸水も河川水と同様に、周りの環境に影響を受けて変化（O-157の発生など）します。

井戸水を生活水として、特に飲料水として使用される場合には、定期的に水質検査（大腸菌群など）を受けられることをお勧めします。

また、六月に限り毎週月曜日に、井戸水の水質検査を受け付けます。検査代は、五千五百五十円で、十二項目の検査です。（通常は月一回のみ）

● 水道の加入についての問い合わせは

町水道課（TEL 65-4111
（内）130（有）2141）

水道工事は指定給水装置工事事業者で

水道法が改正され、四月一日から指定工事店などの制度が変わりました。四月末現在、阿知須町指定給水装置工事事業者は次のとおりです。

会社名	代表者名	住所
有限会社 ナカムラ	中村昭三	西条
有限会社 宮重設備	宮重正彦	沖の原
原 設 備	原 猛	引野
信栄建設 株式会社	奥野信義	岩辻
ヤマベ 設 備	山辺国男	飛石
有限会社 樫野設備工業所	鶴丸正道	小郡町
株式会社 山本工務店	山本 清	砂郷一
株式会社 共和設備工業所	上田邦彦	小郡町
株式会社 キチナン	井本浩二	沖の原
有限会社 いずみ設備	手嶋義純	小郡町

※ 業者は指定順です

● ご協力をお願いします ●

水道検針員が次の人に決まりました。検針訪問の際は、ご協力をよろしくお願いします。なお、検針員は身分証明書を持っていますのでご不審の時は、気軽に声をかけて確認してください。



山野恵子さん（旦北）



河村佐智子さん（二の宮）

おぼえてください。

黄色いハンカチは

SOSの合図です



▲ 実物は黄色です

県黄色いハンカチ推進委員会では、お年寄りや体にハンカチを持った人を対象に「黄色いハンカチ運動」を行っています。

この運動は外出した時など突然、「体が動かない」「助けを求めるにも声が出ない」などの状態になったときに、「手を貸してください」というSOSの合図です。

本町でも町商工会婦人部が近々お年寄りにハンカチを配付しますので、まちかどでこの合図を見かけたらすすんで声をかけ、手を貸してあげてください。

■ 詳しい問い合わせ 町商工会（TEL 65-2129）へ

岡山墓苑の

個人墓地をお分けします

町では、岡山墓苑の個人墓地用地をお分けします。なお、申し込み多数の場合は、抽選によって決定します。

■購入条件

- ① 本年五月一日現在、本町に住所がある人
- ② 墓地用地代納入後一年以内に墓標を建立し焼骨を収納できる人

■用地代 一律 三十五万円

■区画数 九区画

■申込締切日 六月三十日(火)
(電話での申し込みは受け付けません。)

■申し込み・問い合わせ
町環境保健課保健衛生係
(TEL 65-4111 (内) 151
(有) 2122)

※ 現在のところ今後、町で個人墓地を造成する予定はありません。

生ごみ処理容器

購入者に補助金



▲ 生ごみ処理容器

は、台所から出る生ごみの減量化と堆肥としての活用をはかるため、家庭用「生ごみ処理容器」を購入した人に補助金を出します。

■補助対象 生ごみ処理容器を購入した場合で、一人二個まで(購入場所は町内外を問わない。事業所は除く。)

■補助金額 購入価格二万円を上限とし、生ごみ処理容器一個につき購入価格の三分の一。ただし、百円未満は切り捨て。

■申し込み 購入した人は町環境衛生組合連合会事務局(町環境保健課)へ。その際、領収証と印鑑が必要です。

■問い合わせ 町環境保健課保健衛生係 (TEL 65-4111 (内) 151 (有) 2122)

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者の定期貯金などの特別措置について

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者に関わる定期預金、定期貯金および定期郵便について利率等の関する特別措置の期間が次のとおり延長されました。

なお、この特別措置の適用を受けるためには、預け入れの時に金融機関の窓口で手当証書と印かんを提示することとなっています。

■延長期間 平成十一年二月二十八日まで

■福祉定期預金福祉定期貯金の概要

▽利率 年四・一五％
▽預入限度額

一人 三百万円まで

■問い合わせ 町住民課福祉係 (TEL 65-4111 (内) 163 (有) 2132)

ご存じですか?

人権擁護委員制度を

人権擁護委員は、国民の基

本的人権を守ることと人権思想を高めるために、昭和二十三年に設けられ、毎年六月一日は「人権擁護委員の日」と定められています。

人権は、人間が平和に生きていくために最も大切な権利です。お互いに人権を尊重し合い、明るい社会をつくりましょう。

本町の人権擁護委員は次のとおり、

藤田 治さん

(北祝・TEL 65-3130)

井上 恵子さん

(旦北・TEL 65-4328)

伊東 晃正さん

(井関・TEL 65-2470)

※ 相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

町民ゴルフ大会

出場者募集

今年も宇部カントリー倶楽部の協力を得て、「第四回町民ゴルフ大会」が開催されます。

また、社会福祉チャリティ

も予定され、主催者は多数参加を望んでいます。

■開催日 七月二十日(海の日)

■開催場所 宇部カントリー倶楽部「万年池東コース」

■スタート 八時

■参加資格 町内に在住する人

■募集人員 二百四十人

■競技方法 十八ホール・ストロークプレー(ダブルペリア方式)

■申込期限 六月三十日(火)

■申込金 四千元

■主催者 町民ゴルフ大会実行委員会

■申し込み 本永勝昭(浜)
(TEL 65-3299) および各地区役員まで



21世紀未来博覧会

町内の推進組織設立総会

6月1日に

町では、「ひとり一役で成功させよう21世紀未来博覧会」を掲げて、町内の関係団体、機関などで未来博覧会を支援し、推進することを目的として21世紀未来博覧会町内地域の推進組織の設立総会を開きます。

■日時 六月一日(月) 午後一時半
■場所 健康文化センター

フィッカルあじす(二階多目的ホール)

■内容 ①博覧会推進組織設立趣旨説明②推進協議会会則について③平成十年度事業計画について

■問い合わせ 町企画振興課
(TEL 65-4111(内)142(有)2144)

無料歯科健診

および歯科相談

県歯科医師会では、県内の歯科医院で歯の衛生週間(六

月四日～十日)中に歯の無料歯科健診・相談を行います。

■実施期間 六月四日～十日

■実施場所 最寄りの歯科医院へ事前に電話で確認の上、申し込みのこと。

■料金 無料

■問い合わせ 山口県歯科医師会(TEL 0839-28-8020)

児童手当の「現況届」

6月中に提出を

児童手当を受けている人

は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

毎年六月一日現在の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、六月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。届け出用紙は六月初旬にお届けします。

■受付・問い合わせ

町住民課福祉係(TEL 65-4111(内)163(有)2132)

催しもの

5月

- 5月24日(日) 近郷卓球大会(体セン、前9時～)
- 5月27日(水) 胃がん検診〈～29日まで〉(体セン、前7時～) わくわくスポーツ塾(公、後4時～)
- 5月31日(日) 近郷バレーボール大会(体セン、前8時半～)

6月

- 6月2日(火) 育児相談・乳食指導(役、前10時～) 古文書講座(公、前10時～)
- 6月3日(水) わくわくスポーツ塾(公、後4時～)
- 6月4日(木) 巡回図書(町内) ひよこの会(体セン、前10時～)
- 6月9日(火) 健康相談(役、前10時～) 古文書講座(公、前10時～) いきいき広場(社福セン、後1時半～)
- 6月10日(水) わくわくスポーツ塾(公、後4時～)

可燃ごみ(町内全域) 月・水・金

1 3 5 8 10 12 15
17 19 22 24 26 29

不燃ごみ(町内全域)

●灰・ビン・ガラス類(第1.3水曜日) ●空缶・鉄類(第2.4水曜日)

4 18 11 25

ごみの収集日

●ごみを出す時間
前日午後5時～当日午前7時30分

●町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時



●びんはふたやキャップを取り除き、中をよく洗ってください。 ●リサイクルできないびん…水色袋
●リサイクルできるびん…無色透明びん=緑色袋、茶色びん=茶色袋、青・緑・黒色びん=オレンジ色袋